

指定居宅介護支援事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人長い坂の会が開設する高知市在宅介護支援センターあさくら（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員等は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、在宅介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 高知市在宅介護支援センターあさくら
- 二 所在地 高知市若草南町22番25号

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも居宅介護サービス計画の作成に当たるものとする。
- 二 介護支援専門員 3名以上
介護支援専門員は居宅サービス計画の作成に当たる。
- 三 事務職員 1名
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜から金曜までとする。ただし祝祭日及び12月30日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 事業所の介護支援専門員が使用する課題分析票及び利用者の相談の場所等は次のとおりとする。

- 一 使用する課題分析票 居宅サービス計画ガイドライン（全国社会福祉協議会方式）
- 二 相談の場所 当該事業所相談室等
- 三 サービス担当者会議の場所 当該事業所併設施設会議室等
- 四 介護支援専門員による居宅訪問の回数等 毎月1回以上

- 2 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、無料とする。
 - 一 利用者及び利用者の家族の要望にできるだけ対応できる介護計画を作成し、利用者の日常生活の充実と介護負担の軽減を図る。
 - 二 サービス提供事業者、関係機関と連携をとり、利用者に適応した介護サービスが提供できるよう調整する。
- 3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、高知市、土佐市、いの町の区域とする。

（事故発生時の対応）

- 第8条 サービスの提供により、利用者に事故が発生した場合、事業所はただちに利用者の家族、関係市町村に連絡を行うとともに必要な措置を講ずることとする。
- 2 サービスの提供により、利用者に対し賠償すべき事故が発生した場合、事業所は速やかに損害賠償の手続きを行う。
 - 3 サービスの提供による利用者の事故が発生した場合、事業所はその原因を解明し、再発防止に努めることとする。

（虐待防止に関する事項）

- 第9条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、虐待を受けている恐れがある利用者を発見した場合、ただちに防止策を講じ、市町村へ報告する。

（その他運営についての留意事項）

- 第10条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- 一 採用時研修 採用後2か月以内
 - 二 継続研修 年2回
- 2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
 - 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人長い坂の会と事業所の管理者との協議について定めるものとする。

付 則

この規程は、平成11年10月 1日より施行する。

平成15年 1月 1日一部改正

平成18年12月11日一部改正

平成20年 1月31日一部改正

平成20年 4月 1日一部改正

平成21年 4月 1日一部改正

平成26年 6月 1日一部改正

令和 6年 4月 1日一部改正